

「緑内障シール」をお薬手帳に貼って

緑内障発作を防ぎましょう



- ・「緑内障シール」とは？
- ・どのような症状の方にシールを貼りますか

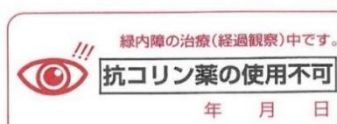
緑内障と診断されたかたは、禁忌薬（使えない薬・飲めない薬）があります。眼科以外の診療科の受診や、検査・手術の際にも尋ねられることがあります。実際は、緑内障を指摘されている多くの方は「開放隅角緑内障」でほとんどの方が問題ありませんが、

「閉塞隅角緑内障」又は「狭隅角」の方は、抗コリン薬の投与により「緑内障発作」の可能性が有りますので、この薬は禁忌薬となります。

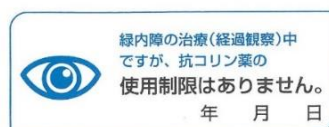
以上のことから、抗コリン薬の適正使用のため「おくすり手帳」に緑内障シールを貼付いただき眼科以外の受診等の際に抗コリン薬の使用について医師や薬剤師が確認することで適切な処方を行うものです。

なお、緑内障で抗コリン薬が使用できない方は「赤のシール」を、使用制限がない方は「青のシール」となります。

「赤色シール」 緑内障治療中
抗コリン薬使用不可



「青色シール」 緑内障治療中
ですが抗コリン薬使用可能



- ・「緑内障」とは？

緑内障は視神経が障害され視野が狭くなる病気です。

40才以上の有病率は20人に1人といわれ、中途失明原因の第1位となっています。

一番の予防は定期検診です。少しでも早く見つけ治療することが重要になります。